（設計及び工事の計画の認可の申請）

第三条の二の二　法第十六条の二第一項の規定により、加工施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　工事工程表

五　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

六　［略］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第十三条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第十六条の四の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第十六条の二第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4　［略］

（変更の認可の申請）

第三条の三　法第十六条の二第二項の規定により、認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五　変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る設計及び工事の計画が法第十三条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

［号を削る。］

3　［略］

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第三条の二　法第十六条の二第一項の規定により、加工施設に関する設計及び工事の方法（第三条の八に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善

五　［同上］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第十六条の二第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の方法の全部につき一時に法第十六条の二第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を附し、分割して認可を申請することができる。

4　［同上］

（変更の認可の申請）

第三条の三　法第十六条の二第二項の規定により、認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五　［同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

［号を加える。］

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第十六条の二第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3　［同上］